

企画コンペ実施要領

この企画コンペ実施要領（以下「実施要領」という。）は、岩手県沿岸広域振興局（以下、「県」という。）が実施する「児童向け地域の職業を知るハンドブック（仮称）作成業務」（以下「本業務」という。）の受託候補者の選定に関して、企画コンペに参加しようとする者（以下「コンペ参加者」という。）を選定するために必要な事項を定めるものです。

1 本業務の概要

(1) 業務件名及び数量

児童向け地域の職業を知るハンドブック（仮称）作成業務 一式

(2) 委託期間

契約締結の日から令和6年3月6日まで

(3) 募集する企画提案の内容

資料2 業務仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(4) 委託料の上限

1,650千円（税込）

※ 上記金額は現時点での見込みであり、予算額に変更が生じた場合は、速やかにその旨を連絡のうえ、仕様等の変更を行う場合があります。

2 企画コンペ参加者の資格要件

参加資格者は、下記に記載する企画コンペ参加資格（以下「参加資格」という。）の要件をすべて満たしている者としてします。

複数の者による共同提案も認めますが、その場合、構成する者のいずれもが参加要件を満たす者であること（単独で企画提案したコンペ参加者は、共同提案の構成員となることはできない）とします。また、共同提案する場合は代表者を定め、代表者として企画コンペに参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者としてします。

〔参加資格要件〕

- (1) 岩手県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する者で、本業務の実施について、県の要求に応じて迅速かつ円滑に対応できる体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く）でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。旧和議法（大正11年法律第72号）第12条の規定に

よる和議開始の申立てをなされていない者であること。

- (5) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (7) 参加資格確認申請書類の提出の日から受託候補者を選定するまでの期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (8) 参加資格確認申請書類の提出の日から受託候補者を選定するまでの期間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。

3 企画コンペ参加手続等

(1) 担当課

沿岸広域振興局宮古地域振興センター地域振興課

〒027-0072 岩手県宮古市五月町1番20号

【電話】0193-64-2217 【FAX】0193-63-4703 【メールアドレス】BJ0001@pref.iwate.jp

(2) 企画コンペに係る説明会について

実施しません。

(3) 実施要領等に関する質問の受付・回答の公表

本実施要領等に関する質問がある場合は、下記により受け付けます。

ア 受付期限

令和5年6月30日（金）午後5時【必着】

イ 提出方法

【様式1-1】「実施要領等に関する質問票」へ簡潔に記入のうえ、原則、電子メールにより提出すること。

ウ 回答方法

受け付けた質問については、質問事項と回答事項を取りまとめ、岩手県公式ホームページに掲載します。

エ 回答期限

最終回答日は、令和5年7月4日（火）とします。

(4) 参加届出書類の提出

企画コンペ参加者は、下記の提出期限までに参加届出書類を3(1)宛てに持参又は郵送により提出してください。

ア 参加届出書類

【様式1-2】企画コンペ参加届出書

【様式1-3】会社概要及び過去3年間の類似事業の主な受注等実績

イ 提出期限

令和5年7月7日（金）午後5時〔必着〕

ウ 持参の場合は、平日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参してください。

エ 提出期限までに参加届出書類を提出しない者は、企画コンペに参加できないものとします。

オ 参加届出書類に虚偽の記載が判明した場合には、企画コンペへの参加を取り消すとともに、当該参加者が行った企画コンペ提案を効とすることがあります。

(5) 参加資格の喪失

コンペ参加者は、4に定める審査会の日までに、参加資格の要件を満たさなくなったときは、参加資格を失うものとします。

(6) 企画提案書等の提出

ア **企画提案書 8部** ※ 下記事項を明確に記載のこと。

(ア) 具体的な実施内容及び実施方法

(イ) 作業及び事業実施スケジュール

(ウ) 業務実施体制

(エ) 再委託等の有無及び予定

イ **費用積算内訳書 8部**

企画提案書と別葉とし、本業務の実施に要する経費の内訳を明らかにしてください。

提案に係る費用の総額は、1(4)に定める委託料の上限額を超えないものとします。

ウ 提案は1者につき1提案とし、提案提出後の追加、修正は原則認めません。

エ 企画提案に当たり、写真、記事、イラスト等を使用する場合は、その所有者、保有者等から承諾を得るものとします。

オ 審査の結果、受託候補者として選定された者は、契約締結前に、県と協議・調整を行ったうえで、事業実施することとなります。

なお、その際、企画コンペにおいて提案した企画案の実現が著しく困難となった場合、または企画を大幅に変更せざるを得なくなった場合は、選定を取り消す（契約を解除する）ことがあります。

カ 提出期限

令和5年7月21日（金）午後5時〔必着〕

キ 提出方法

(ア) 持参の場合は、3(1)宛てに午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時までの間に持参してください。

(イ) 郵送の場合は、封筒の表に企画提案書在中の旨を記載し、配達証明書付書留郵便にて、3(1)宛てに期日までに提出してください。

(ウ) 提出期限までに提出しない者は、企画コンペに参加できないものとします。

(エ) 一度提出した企画提案書等は、これを書換え、引換え、撤回することができないものとします。

ク 企画提案の無効

下記のいずれかに該当する企画提案は無効とします。

(ア) 提出期限を過ぎて提出された企画提案（再掲）

- (イ) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
 - (ウ) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
 - (エ) 上記1(4)の委託料の上限額を超えた提案
 - (オ) その他、本企画コンペに関する条件に違反した提案
- ケ 企画コンペへの不参加
- (ア) 参加予定者が企画コンペに参加しない場合は、企画コンペ実施日の前日（土日の場合は直近の金曜日）までに【様式1-4】「企画コンペ参加辞退届」を3(1)宛てに持参又は郵送により提出してください。
 - (イ) (ア)により企画コンペの参加を辞退した者は、これを理由として、以降県が実施する他の企画提案募集等について、不利益な扱いを受けることはありません。

4 受託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 受託候補者の選定方法

参加者の企画提案の審査は、資料3「企画提案審査要領」（以下、「審査要領」という。）に基づき、審査委員会において行います。なお、企画コンペ提案書等の内容が、1(4)の委託料の上限を超えた場合は、審査の対象とはならないものとします（再掲）。

(2) 審査委員会の開催（予定）

ア 開催日

令和5年7月31日（月）予定（詳細は別途通知します。）

※ 実地開催からオンライン開催へ変更する場合、WEB上で会議システムを利用し行いますので、参加者側のインターネット環境やその他必要な資機材等については、参加者において準備をお願いします。

イ 開催場所

県宮古地区合同庁舎3階大会議室（予定）

ウ 開催方法等

- (ア) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて行います。なお、追加資料等の提出は認めません。
- (イ) プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコン及びビデオ等の使用を認めますが、これらの機材は参加者が準備することを原則とし、県に対し事前に連絡することとします。
- (ウ) プレゼンテーションの順番は、企画提案書の提出受付順とします。
- (エ) プレゼンテーションの時間は1者あたり約30分（説明15分、質問15分）とします。
- (オ) 参加者が4者を超える場合は、審査委員会において企画提案書等による審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評価された4者により、審査委員会において企画提案書等良い部プレゼンテーションに基づく審査を行います。
なお、一次審査により上位4者に入らなかった者に対しては、文書により郵送で通知します。

(3) 受託候補者の決定

ア 県は、審査委員会の審査結果に基づき、第1順位の受託候補者を決定します。

受託候補者との委託契約締結に当たっては、企画提案内容をただちに契約内容とするものではなく、企画提案内容に沿って受託候補者と契約内容に関する協議・調整を行ったうえで、双方が合意に至った場合に随意契約を締結するものとします。

イ 審査結果は、受託候補者決定後、速やかに各参加者に郵送により書面で通知します。

ウ アの契約内容についての協議・調整の結果、双方が合意に至らないものと県が認めた場合は、次点の者と契約の交渉を行います。

5 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否：要

(2) 契約保証金 岩手県会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断します。

(3) 企画提案書等の位置付け

企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとします。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と受託候補者との協議により項目を追加、変更又は削除を行うことがあります。

(4) 契約結果の公表

県は、本契約について、契約締結の日から概ね15日以内に、関係事項を岩手県公式ホームページ上で公表します。

6 公正な企画コンペ実施の確保

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

(3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。

(4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす場合において、企画コンペを公正に執行することができないと判断されるときは、当該参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

7 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア 参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属します。

イ 提出書類は返却しません。

ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国内の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負うものとします。

(2) 企画コンペへの参加者に要する経費について

企画コンペへの参加に要する経費については、すべて参加者が負担するものとします。

〔スケジュール〕

① 「実施要領等に関する質問票」提出期限	6月30日(金)午後5時
② 質問事項に対する最終回答	7月4日(火)
③ 「企画コンペ参加届出書」提出期限	7月7日(金)午後5時
④ 「企画提案書」等提出期限	7月21日(金)午後5時
⑤ 「企画コンペ参加辞退届」提出期限	7月28日(金)予定
⑥ 企画提案の審査(プレゼンテーション)	7月31日(月)予定
⑦ 受託候補者決定	8月上旬予定
⑧ 受託予定者見積書提出	8月中旬予定
⑨ 委託契約締結	8月下旬予定